

歳末 特別警戒

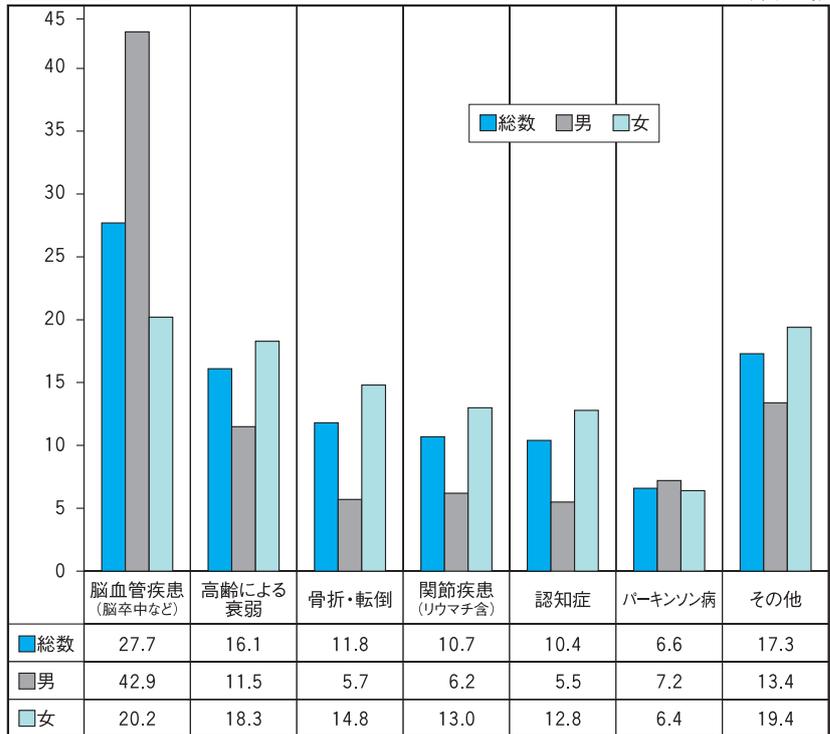
12月24日～30日

無火災で
明るい新年を迎えましょう

あなたです
火のあるくらしの
見はり役

グラフ1 65歳以上の高齢者が要介護に至った原因疾患

(単位:%)



平成13年国民生活基礎調査より

12/3

国際障害者デー

から

12/9

障害者の日

の一週間は

「障害者週間」です

あなたの周囲に、障害のある人はいますか。障害のある人の多くは、社会でいくつもの困難を抱えながら生活しています。すべての人が快適に生活できる社会を実現するために、障害のことについて考えてみませんか。

何を不便で不自由と感じるか、障害をどのようにとらえるか（それが障害なのか）は、人それぞれ千差万別です。

たとえば、生まれつき目の見えない方は、その暮らしが普通であり、「見え方」「感じ方」もお持ちです。この感覚は、誰しもが等しく持ち合わせていますが、すべてが同じではなく、また、それを周囲が正確に知ることもできません。

障害をもつ人の生活や人生を、障害をもたない人の尺度で量ることはできませんし、誰かが人と人を比べて「障害」と決めつけることもできません。わたしたちは、誰もが同じ人間であるはずで

す。もし、目の前で困っている人がいたなら、あなたはどうしますか。障害をお持ちの方が、あなたのちょっとした何気ない手助けで、快適に生活することができる場合もあります。

障害の有無に関わらず、すべての人が人として自然に生活し共に生きていく社会を築くためには、周囲への理解や相手の立場になって考える気遣いが必要です。こうした考え方を広める目的で「障害者週間」が設けられています。

幌延町でも、仲間が自分の不足分を補ってくれ、

みんなが一緒に共に生きていく「まち」をさらに作るため、

- ①地域でいきいきと生活できるように支える
- ②障害のある人の自立心と意欲を社会活動につなげる
- ③みんなにバリアフリーな環境をつくり助け合っ

て暮らす

という3つの目標を掲げ取り組んでおります。

あなたにもできる周りへの手助け、やってみませんか？大げさにならなく、難しく考えるのではなく、ちょっとしたこと、ふとした場面で、自然にできること、身近にあるかもしれません…。運動期間だからということではありませんが、ふと考えるきっかけになってくれれば、幸いです。

自分が何か不便や不自由を感じる、という方は、福祉サービスの提供を受けられる場合があります。そうした福祉サービスを受ける会員証のようなものとして、障害者手帳制度があります。この会員証（手帳）には、身体、知的、精神という3つの分野があり、それぞれにサービスが用意されています。

サービスの詳しい内容、お問い合わせ、ご相談は、役場町民課福祉住民係（5-1111 内線158）までご連絡ください。

また、福祉について、何かお気づきの点がございましたらお知らせください。